

締約国に関する情報  
J O

ヨルダン

附属書 B 1  
J O

## 一般情報

国内官庁の名称	Industrial Property Protection Directorate, Ministry of Industry, Trade and Supply (Jordan) (産業通商供給省産業財産保護局 (ヨルダン))
所在地	Queen Noor Street, Amman 11181, Jordan
郵便のあて名	P. O. Box 2019, Amman 11181, Jordan
電話番号	(962)65 629 030 内線325又は326
電子メール	Zuhair.b@mit.gov.jo Maysa.Al-Saby@mit.gov.jo
インターネット	http://www.mit.gov.jo
ファクシミリ装置	(962)65 682 331
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし
ヨルダンの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	WIPO国際事務局 又は産業通商供給省産業財産保護局 (ヨルダン) 国内官庁に問合せされたい
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	産業通商供給省産業財産保護局 (ヨルダン)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

J O	ヨルダン (続き)	J O
国際型調査に関するヨルダンの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知の日から2か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	